

【長浜市しょうがい福祉プラン（案）に対するパブリックコメント意見の概要及び長浜市の考え方等】

○意見募集期間：令和5年11月20日（月）～令和5年12月19日（火）

○意見提出者：3人

○提出意見数：17件

| 連番 | 記載ページ | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 |
|----|-------|--|--|
| 1 | | しょうがい児が安心して通える保育所、託児所の開設をどうかお願いしたいです。 | <p>本プランの57ページ「①しょうがい児保育・特別支援教育（就学前）」で記載していますように、保育所等の支援体制について、しょうがいの理解や特別支援教育の専門性を高めるために、多様な研修を行い、職員の資質の向上を図ります。また、教育・医療・福祉機関との連携を密にするとともに、専門家の指導を受けながら、保育内容の一層の充実や子どもの特性に応じた早期支援に努めます。さらに、支援員や看護師等の適正な配置により、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行います。</p> <p>また、しょうがいのあるお子様が安全に安心して通える託児所等の新たな整備についても、関係部局と連携を図りながら、早期実現ができるよう努めてまいります。</p> |
| 2 | 全般 | <p>「障害」を「しょうがい」と表記されていること及びその目的を「障」から連想される差しさわりや故障、「害」から連想される妨げや災いといった不快な感覚を少しでも改善するためと説明されていることについて、障害の社会モデルの観点から不適切であり、この表記や説明それ自体が障害の医学モデルの認識を強調し、差別を助長することを危惧する。滋賀県条例等に即し、「障害」表記とし、説明文を入れる場合には「障害の社会モデル」の観点に基づく内容とすべき。</p> | <p>近年、社会モデルの考え方が広く受け入れられており、「しょうがい」とひらがなで表記することについて賛否が分かれています。</p> <p>「しょうがい」と表記することで、漢字による特定のイメージや社会に存在する偏見を和らげ、より共感しやすく、理解しやすいと考えます。社会モデルの観点からは、共感と理解が広がることで、社会全体が協力してバリアを取り除き、平等な機会を提供できると期待しております。</p> <p>また、この観点を多くの人に広め、考える契機としていただくことが理想だと考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、本プラン1ページの説明記載を以下のとおり修正します。</p> <p>『なお、本市では「障害」から連想される不快な感覚を和らげ、市民の心や行動にポジティブな影響を与えるとともに、「生涯の福祉」の意味を含め、市が作成する文書（法令関係を除く）において引き続き「しょうがい」を使用しています。』</p> |
| 3 | 6～10 | <p>障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者の状況等についての記述（「⑥しょうがい福祉サービス費の推移」は除く）</p> <p>医学モデルで時代錯誤なので、削除するか、せめて巻末資料程度の扱いとするべき。国連障害者権利委員会「日本の第1回政府報告に関する総括所見」においても「障害認定及び手帳制度を含め、障害の医学モデルの要素を排除するとともに、全ての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会及び社会に完全に包容され、参加するために必要となる支援を地域社会で享受できることを確保するため、法規制を見直すこと。」（8-(b)）と勧告されていることを重く受け止めるべき。</p> | <p>本市におけるしょうがい福祉に関する現状や動向を知っていただく導入部分となっております。プラン冒頭で現状等を把握いただき、プランの基本構想やアクションプランの概要、しょうがい福祉に関する取組等をご理解いただく構成としており、原案のとおりとします。</p> |

| | | | |
|----|-------|--|--|
| 4 | 15 | 4.ユニバーサルデザインのまちづくりについて ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進は施設の利用者数に関わらず重要であるので「多数の人が利用する」は削除すべき。 | 「多数の人が利用する」の表記を削除します。 |
| 5 | 16 | 2.防災・防災等の対策について 「一般避難所のバリアフリー化」を入れるべき。 | 本プランの41ページ「④ 福祉避難所の体制整備・拡充」で記載していますように、災害時に避難所となる各地域の公共施設についてバリアフリー化を推進してまいります。 |
| 6 | 17 | 1.しょうがいの早期発見・早期支援について しょうがいの早期発見・早期支援が、機能障害のある子の一般地域社会からの隔離・分離につながることはないよう、十分留意が必要。また、子や保護者への支援にあたっては、障害の社会モデルや、障害を持つことのプラス面の価値観について伝えること、ピアサポートを重視すること。 | しょうがいの有無に関わらず、子どもたちが共に過ごし、成長していけるようインクルージョンを推進してまいります。 また、お子さんや保護者等に寄り添いながら、ご指摘の内容も踏まえて、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援をおこなってまいります。 |
| 7 | 18 | 2.学齢期の支援について 障害のある子もいない子も同じ教室で十分な合理的配慮を受けながら共に学ぶ「インクルーシブ教育」を原則とする施策を推進すべき。 | 本プラン59ページ「①インクルーシブ教育の推進」にて、しょうがいのある子どもとしょうがいのない子どもが、共に学べる環境づくりに努めてまいります。 |
| 8 | 24 | ①市民への広報・啓発活動について 県条例も入れるべき。 | 本プランの24ページ「④ 県条例の推進・啓発」にて、市民等へ啓発してまいります。 |
| 9 | 24 | ②企業への広報・啓発活動について 県条例においては当初より事業者も義務であったことに留意すべき。 | ご意見として拝聴いたしました。 |
| 10 | 36 | ・施設入所支援について 施設入所を希望する人についても、地域生活塾等の地域生活を体験する取り組みを推進し、本人をエンパワーする視点が必要。 | ご本人の意向を最大限に尊重し、関係機関と連携を図りながら、ご指摘の視点も踏まえた必要な支援を行ってまいります。 |
| 11 | 43～44 | 「判断能力が不十分（十分でない）」は医学モデルであり不適切。「意思決定に支援を必要とする人」と改めるとともに、代理決定でなく、意思決定支援の取り組みを進めていくことが必要。 | 「意思決定に支援を必要とする人」と表記を変更します。 |
| 12 | 50 | ・(1)しょうがいの早期発見・早期支援について 心身の機能障害を問題とする障害の医学モデルではなく、社会的障壁を取り除いていく責務は社会にあるという障害の社会モデルの考え方を保護者に十分伝えるための取り組みが必要。保護者向けの障害の社会モデルについての講座や、正しい見識をもったピアサポーターによるピアサポートの機会を確保すべき。 | お子さんや保護者等に寄り添いながら、ご指摘の内容も踏まえて、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援をおこなってまいります。 また、同じ経験を共有している当事者やその保護者等によるピアサポートの役割や重要性を啓発し、ピアサポーターの養成に向けた支援体制の構築に努めてまいります。 |

| | | | |
|----|----------|--|--|
| 13 | 62 | <p>・(1)支援情報のつなぎについて</p> <p>相談支援ファイルの内容から障害者差別につながることを懸念する（特に入学拒否や企業の採用時や採用後の処遇での差別取り扱い等）。活用について考える前提には絶対に障害者差別を許さないこと、差別禁止と不正防止の取り組みが不可欠である。</p> | <p>相談支援ファイルは、適切に活用いただくために、活用動画やチラシを作成しています。また、学校や企業等には、相談支援ファイルの内容と併せて、しょうがいに関する正確な情報と理解を広める啓発を行います。</p> |
| 14 | 77 | <p>・(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〈目標実現のための取組〉について</p> <p>精神障害当事者団体を入れるべき。</p> | <p>「精神しょうがい当事者団体」を追記します。</p> |
| 15 | 25,38,89 | <p>・手話通訳の派遣について</p> <p>手話通訳の派遣をろう者がどんな内容でも必要な時に躊躇なく利用できるように、利用できる範囲を拡大するなど、派遣制度を改善してほしいです。また、このことを実現するために、P89にありますように専任手話通訳者の設置をR6年は二人という計画を実現してほしいです。二人いれば、例えば急病による急な通訳依頼にも即時に対応できます。高齢のろう者にとっては、医療通訳はタブレットによる手話通訳より、目の前で直接手話通訳者から通訳を受ける方が安心です。また、大きな総合病院はもちろん、ろう者が希望する個人病院への頻回の通院への通訳派遣がろう者の命を守るために重要です。</p> | <p>手話通訳者の派遣は、障害者総合支援法に基づき、聴覚しょうがい者等の日常生活及び社会生活を営むために必要な意思疎通支援です。</p> <p>本市では、聴覚しょうがい者等の教育、医療、職業、地域との交流等社会生活にかかわる内容の範囲のなかで、手話通訳者を派遣しています。派遣事業の改善について、利用ニーズ等を踏まえて適宜検討を行ってまいります。</p> <p>また、手話通訳者の設置について、計画通りの実現に努めてまいります。</p> |
| 16 | 89 | <p>(5) 意思疎通支援事業の中の遠隔手話サービス事業のところで、「病院受診に際して、手話通訳士(者)の同行が・・・」とありますが、この「手話通訳士(者)」の文言は「手話通訳者」が適切と思います。</p> | <p>「手話通訳士(者)」は、手話通訳士又は手話通訳者のどちらを指しますので、案のとおりとします。</p> |
| 17 | 90,91 | <p>「手話奉仕員養成研修事業」では「手話のできる市民の養成や手話通訳者の養成を行います」とある通り、手話通訳者養成にまで受講生を導けるよう、手話奉仕員養成講座へ十分な予算措置を行いカリキュラムの改善をお願いしたいです。</p> | <p>手話奉仕員養成講座は、手話を初めて学ぶ人向けの「入門課程」、さらなる手話のスキルアップを目指し入門課程を修了した人向けの「基礎課程」を隔年で開催しており、そのための予算措置を毎年行っています。</p> <p>また、厚生労働省が定めたカリキュラムの指導内容に沿って、受講生が手話で伝え合うことの楽しさを実感しながら、手話表現の習得と聴覚にしょうがいのある人への理解を図れるよう努めてまいります。</p> |